○○自主防災会規約（案）

　（名称）

第１条　この組織は、○○自主防災会（以下「組織」という。）と称する。

　（本部の設置）

第２条　この組織の本部は、○○（長生村○○番地）に置くこととし､万一使用ができなくなった場合には、○○小学校に置くこととする。

（目的）

第３条　組織は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）における住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織として設置し、大きな被害を伴う地震災害等を想定し、地域住民の自助と共助に基づく自主的な防災活動を行うことにより、被害の軽減、人命の安全確保を図ることを目的とする。

（事業）

第４条　組織は前条の目的を達成するために、以下の事業を行う。

1. 防災知識の普及に関すること。
2. 防災訓練の実施に関すること。
3. 防災資機材の備蓄と管理に関すること。
4. 地震等に対する災害予防及び減災に関すること。
5. 地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘

導及び給食給水等の応急対策に関すること。

（６）その他目的達成のために必要な事項。

（会員）

第５条　組織は○○自治会内にある世帯をもって構成する。なお、最終的には域内の全世帯による組織を目標とするが、当面の間自治会加入世帯で構成する。

（役員）

第６条　組織に次の職を置き、その役員は次に掲げる者をあてる。

（１）会長は、自治会長をあてる。

　（２）副会長は、会長の指名する者をあてる。

（３）防災リーダーは、会長の指名する者をあてる。

（４）一時避難場所責任者は、自治会役員等をあてる。

（５）会計は、自治会会計をあてる。

（６）各班の班長及び副班長は、会長が指名する者をあてる。

２　役員の任期は原則１年とするが再任は妨げない。

　なお、役員がやむを得ない事情により任務を遂行できずに交代した場合は、その後任者の任期は前任者の残任期間とする。

ただし、防災リーダーは原則２年とし、再任を妨げない。

（班と編成）

第７条　組織には次の班を置き、その班員は会長と各班長・副班長が協議して指名する。

1. 総務情報班

　（２）避難誘導班

（３）物資調達班

（役員の任務）

第８条　会長は組織を統括し、地震等広域災害の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故の有る場合は、その職を代行する。

３　防災リーダーは、地震などの発生時に会長、副会長を補佐し組織の運営にあたり、平常時には防災計画書に基づく訓練を企画、立案及び実施し、防災・減災意識の高揚を図る。

４　総務班は、会長と連携をとって応急活動等の指揮命令を行い、一時避難所の円滑な運営に努める。

５　会計は、組織の会計の運営にあたる。

６　班長は、班を統括し運営にあたる。

７　副班長は、班長を補佐し班長に事故あるときは、その職を代行する。

（会議）

第９条　会議は総会及び役員会とする。

２　会議は、会長が招集し、その議長になる。

３　会議は、定数の半数以上の出席がなければ開くことができない。

（総会）

第１０条　総会は、年１回開催する。ただし、必要により臨時に開催することができる。

２　総会は、自治会総会開催時に併せて行い、次の事項を審議する。

（１）規約の改正に関すること。

（２）防災計画に関すること。

（３）事業計画（訓練、資機材購入等）に関すること。

（４）予算及び決算に関すること。

（５）その他会長が特に必要と認めたこと。

３　総会は、その付議事項の一部を役員会に委任することができる。

（役員会）

第１１条　役員会は次の事項を審議する。

（１）総会に提出すべき事項。

（２）総会により委任された事項。

（３）その他会長が特に必要と認めた事項。

（防災計画）

第１２条　組織は、地震等の災害発生時に人命の安全確保、被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

２　防災計画は、次の事項について定める。

（１）防災知識の普及に関すること。

（２）非常時に備えて平時より共有しておく情報に関すること。

（３）防災訓練の実施に関すること。

（４）地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。

（５）地震等の発生時における安否確認、出火防止、初期消火、救出救護及び

避難誘導に関すること。

（６）その他必要な事項。

（経費）

第１３条　組織の運営に関する経費は、自治会の交付金その他の収入をもってこれにあてる。

（会計年度）

第１４条　会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（付則）

この規約は、令和　　年　　月　　日から施行する。